

## 利用規約確認書・同意書

みらい・ゆめ保育園病児・病後児保育室をご利用の際には、別紙の利用規約を必ずご確認ください

みらい・ゆめ保育園病児・病後児保育室の利用規約を確認、内容を理解したうえで  
利用登録申請をします。

令和 年 月 日

児童氏名

保護者名

住 所

みらい・ゆめ保育園のInstagramにお子さんの写真を載せる事に

同意します

・

同意しません



正面可

・

正面不可

## 病児・病後児保育利用登録書

利用規約を確認、内容を理解したうえで利用登録申請をします。

申込日            年            月            日

登録児童	ふりがな		性別	生年月日	
	児童氏名			平成・令和    年    月    日 (            歳            ヶ月)	
	住所	〒			
	ふりがな		続柄	電話番号・携帯番号	
	保護者名			(            )	
				(            )	
	通園施設等	1 通園している (            )            保育園・認定こども園・幼稚園 2 通園していない			
	かかりつけ医	医療機関			
緊急連絡先①	氏名		続柄 (            )	TEL:	
緊急連絡先②	氏名		続柄 (            )	TEL:	

家族構成	続柄	氏名	生年月日	年齢	勤務先・学校名
			S H R    .    .		
			S H R    .    .		
			S H R    .    .		
			S H R    .    .		
			S H R    .    .		

予防接種	□タウウイルス	□なし	□1回目	□2回目	□3回目	
	□B型肝炎	□なし	□1回目	□2回目	□3回目	
	□Hib	□なし	□1回目	□2回目	□3回目	□追加
	□小児用肺炎球菌	□なし	□1回目	□2回目	□3回目	□追加
	□BCG	□なし	□1回目			
	□不活化ポリオ	□なし	□1回目	□2回目	□3回目	□追加
	□4種混合	□なし	□1回目	□2回目	□3回目	□追加
	□麻しん・風しん	□なし	□1回目	□2回目		
	□水痘	□なし	□1回目	□2回目		
	□日本脳炎	□なし	□1回目	□2回目	□3回目	□追加
	□その他	□なし	□1回目	□2回目	□3回目	



# 診療情報提供書（医師との連絡票）

福島市内病児保育事業者 宛

「主治医の先生へ」

下記の児童について、病児・病後児保育が可能である場合は診療情報提供書のご記入をお願い致します。

## 【保護者記入欄】

お子さんの名前		性別	男・女
生年月日	年 月 日 生	( 歳	か月)

## 【医師記入欄】

病名	
保育の留意点	・ 室内保育（室内で普通に遊んでよい） ・ 室内安静（ベッド上での生活が主、静かな遊びは可） ・ 隔離室で隔離
処方薬	・ あり（薬事情報参照） ・ なし
・ 特記事項あればご記入お願い致します。	
令和 年 月 日	
医療機関	
担当医師	

※この書類の記入について診療報酬は発生しません。

## 【問い合わせ先】

- ・ みらい・ゆめ保育園病児保育室 TEL 024-563-7716
- ・ アイグラン保育園福島大森 TEL 024-572-5417
- ・ ほっこりパンダっこ TEL 024-572-4842

## 病児・病後児保育受け入れ基準

### 1. 各感染症と目安となる許可基準

- ① インフルエンザ（4日目から隔離室で利用可）
- ② 新型コロナウイルス感染症（発症後5日間経過し解熱していれば隔離室で利用可）
- ③ おたふくかぜ（症状が安定し、頭痛や嘔吐がなければ隔離室で利用可）
- ④ 麻疹（解熱後3日経過していれば利用可）
- ⑤ 風しん（発疹が消失していれば利用可）
- ⑥ 水痘（発熱の有無と医師の判断で利用可）
- ⑦ 百日咳（抗菌薬内服後5日経過していれば利用可）
- ⑧ 咽頭結膜熱（症状が安定していれば利用可）
- ⑨ 溶連菌感染症（抗菌薬内服を開始していれば隔離室で利用可）
- ⑩ ロタウイルス・ノロウイルス・感染性胃腸炎（下痢や嘔吐が治まり、水分摂取が可能であれば隔離室で利用可）
- ⑪ 流行性角結膜炎（医師において感染の恐れが低いと認められれば利用可）
- ⑫ 急性出血性結膜炎（医師において感染の恐れが低いと認められれば利用可）
- ⑬ マイコプラズマ感染症（抗菌薬内服を開始し、咳が改善するまでは隔離室で利用可）
- ⑭ 手足口病（症状が安定していれば利用可）
- ⑮ 伝染性紅斑（症状が安定していれば利用可）
- ⑯ ヘルパンギーナ（症状が安定していれば利用可）
- ⑰ RSウイルス感染症（症状が安定していれば利用可）
- ⑱ 帯状疱疹（利用可）

### 2. 病児・病後児保育を利用できない病状・症状

- ① 伝染性疾患（他児に感染する恐れの高いものの**急性期**）  
※麻疹・風しん・水痘・おたふくかぜ・インフルエンザ・流行性角結膜炎・ロタウイルス・ノロウイルス・感染性胃腸炎など
- ② 38.5度以上の発熱が4日以上続いている場合
- ③ お預かり時に38.5℃以上の熱がある場合
- ④ 嘔吐・下痢が続き脱水症状の兆候がある場合
- ⑤ 皮膚や唇が乾燥している・ぐったりして活気がない等
- ⑥ 咳や喘鳴（ゼーゼー）がひどく、呼吸が苦しい状態
- ⑦ 食欲がなく、ほとんど飲んだり食べたりができない状態
- ⑧ 基礎疾患があり感染しやすく、一旦感染すれば重症になる危険性が高い状態
- ⑨ てんかん発作、熱性けいれんが頻回に起こっている状態  
（前回のけいれん発作から48時間以上経過していない）
- ⑩ 入院等の措置が必要と考える状態